【規程番号　行法Ⅲ－011】

行吉学園専任教員の採用手続きに関する規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園神戸女子大学及び神戸女子短期大学に採用する専任教員の採用手続きについて必要な事項を定める。

（専任教員の定義）

第２条　この規程において専任教員とは、学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則及び学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則に規定する教育職員、又は行吉学園特任教員規程に規定する特任教員をいう。

第２章　採用方針及び採用等計画

（採用方針）

第３条　理事長は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「大学等」という。）に係る教員の退職補充等、当該年度における教員の採用人員、所属、職位及び採用形態等の採用方針（以下「採用方針」という。）について、予め神戸女子大学長及び神戸女子短期大学長（以下「学長」という。）の意見を聴き、常任理事会において審議のうえ決定する。

２　理事長は、採用方針を決定したときは学長に通知するものとし、学長は、採用方針の通知を受けたときは大学等の人事委員会等必要な部門（以下「関係部門」という。）に採用方針の内容を周知するものとする。

（採用等計画）

第４条　神戸女子大学学部長及び神戸女子短期大学部長（以下「学部長等」という。）は、当該年度の採用方針に基づき学部及び学科等（以下「学部等」という。）の教員採用等計画（以下「採用等計画」という。）を策定の上、人事委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出し、人事委員会の承認を得なければならい。

（採用等計画の承認）

第５条　委員長は、前条に定める採用等計画の提出があった場合は、人事委員会において採用方針に基づき審議の上、採用等計画の承認について可否を決定する。

２　委員長は、採用等計画の可否を決定したときはその結果を学部長等に通知するものとし、不承認としたときはその理由を付して通知するものとする。

３　学長は、人事委員会の採用等計画が採用方針と異なるが止むを得ない理由があると認めた

ときは、理事長に採用方針の一部変更について申し出ることができるものとする。

4　理事長は、前項の申し出があったときは常任理事会において審議の上その可否を決定し、学長に通知するものとする。

第３章　選考委員会及び採用選考等

（採用の原則）

第６条　専任教員の採用は、原則として公募により行うものとし、公募は学長が行う。

2　公募の条件は、人事委員会において審議のうえ決定する。

3　前項の審議に際しては、教職課程及び資格関連課程等を担当する教員にあっては教職支援センター及び教務課等において事前に資格要件等の精査・確認を行うものとする。

（選考委員会の設置）

第７条　学部長等は、公募を開始したときは選考委員会を設置するものとし、選考委員会を設置したときは選考委員を関係部門に周知するものとする。

2　選考委員会は、教員 3 名以上で組織するものとし、選考委員会の委員長は委員の互選により決定する。

（採用選考）

第８条　選考委員会は、応募者について公募条件の適合を確認の上、書類審査及び面接により選考を行い、採用候補者 3 名を決定する。

2　選考委員会は、採用候補者の決定を得たときはその結果を学部長等に報告するものとする。

3　前項の報告は、選考の経過、採用候補者の順位及び順位決定の理由等を記載した書面によるものとし、応募者全員の経歴、学会・社会活動及び教育研究業績一覧表を添付するものとする。

なお、採用候補者の決定に至らなかった場合は、その理由を付した書面に応募書類を添付して報告するものとする。

4　学部長等は、選考結果の報告を受けたときは人事委員会に選考資料を添えて報告するものとする。

（採用予定者）

第９条　人事委員会は、学部長等から報告があった採用候補者について、書類審査及び面接のうえ採用予定者１名を決定する。

第４章　採用決定等

（採用決定）

第 10 条　学長は、採用予定者について関係書類を添えて理事長に採用の申請を行うものとする。

2　理事長は、採用予定者について常任理事会に諮り採用の可否を決定する。

3　理事長は、前項により採用を決定したときは、その結果を直近の理事会に報告するものとする。
4　学長は、第 2 項の規定により採用が決定されたときは、その結果を教授会に報告する。

（学部・学科新設等に伴う採用の特例）
第 11 条　学部及び学科の新設等に伴う教員の採用計画（以下「新規採用計画」という。）は、大学設置基準等に定める教員定数、教育課程上の要件及び教員構成等を勘案の上、理事長が常任理事会の議を経て決定する。
2　理事長は、新規採用計画を決定したときは学長及び大学等の関係部門と協議の上、公募及び選考を行う組織（以下「教員採用委員会」という。）を設置し、教員採用委員会は新規採用計画に基づき教員採用の手続きを行うものとする。
3　教員採用委員会は、採用予定者を決定したときはその結果を理事長に報告するものとする。
4　理事長は、採用予定者について常任理事会に諮り採用の可否を決定する。

第 5 章　事務の所掌及び改廃

（事務の所掌）
第 12 条　この規程の基づく公募及び選考に伴う事務は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学事務局学長室において行う。
2　新規採用計画に基づく公募及び選考に伴う事務は、第 11 条第 2 項の規定により設置する機関及び所属において行う。
3　採用決定後の手続き事務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（規程の改廃）
第 14 条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則
1　この規程は、平成 23 年 9 月 22 日から施行する。
2　平成 18 年 9 月 1 日施行の「行吉学園教員任用に関する内規」は廃止する。

附　則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 2 年 6 月 10 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附　則
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。